

環廃対発第 110811003 号  
平成 23 年 8 月 11 日

関係都道府県廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課

東日本大震災により生じた災害廃棄物の  
広域処理の推進に係るガイドラインについて

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関しまして、御協力をいただき感謝申し上げます。

被災地では、災害廃棄物の仮置場への集積が進んでおり、これから本格的なリサイクル・処理を行う段階となっています。

一方で、災害廃棄物の放射性物質による汚染を危惧する意見が各地で寄せられており、広域処理を進めるためには、受入側の地方自治体や住民の理解が重要であると考えています。

そのため、環境省では、先月実施された岩手県における災害廃棄物の放射能濃度の測定結果を基に、災害廃棄物の広域処理における安全性の考え方、搬出側における安全性の確認方法について整理し、「災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」として取りまとめました。

ガイドラインの内容については、平成 23 年 8 月 10 日に開催した災害廃棄物安全評価検討会において御検討いただき、ガイドラインに示された考え方により、問題なく広域処理による焼却、埋立処分ができるとの評価を頂くとともに、同検討会の御意見を踏まえて取りまとめたものです。

被災地の一日も早い復旧復興のためには、膨大な量の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することが必要であり、そのためには、全国の自治体の広域処理の受入協力が不可欠です。

このガイドラインを参考に、受入側の地方自治体や住民の理解を得て広域処理が円滑に進むよう、事情御高察の上、特段の御協力をお願いするとともに、管内市町村等への周知方よろしくお願いいたします。